

令和 2 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 臨 時 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

1 議 案 第 31 号 ~ 議 案 第 37 号 (降 壇)

令 和 2 年 5 月 1 日 提 出

伊 佐 市 長

令和2年第1回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、議案第31号から議案第35号までの「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第31号は、「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第15号）」を専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、総務費において、農林業センサス統計調査員の賃金に要する経費について追加の措置を講じたほか、民生費において、新型コロナウイルス感染症対策に係る小学校の臨時休業により臨時に開所した放課後児童クラブへの支援等に要する経費について、新たに措置しております。

教育費につきましては、準要保護者への就学援助費に要する経費について、追加の措置を講じております。

これらの財源といたしましては、国庫支出金及び繰入金をもって充当しております。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、保育対策総合支援事業ほか3件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ747万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億171万6千円とするものであります。

次に、議案第32号は、「令和元年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、歳出において、被保険者に支給する一般被保険者高額療養費及び一般外来年間合算高額療養費の増加に伴い、負

担金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,460万6千円とするものであります。

次に、議案第33号は、「伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員の損害補償基礎額等に所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第34号は、「伊佐市税条例等の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、未婚のひとり親にひとり親控除を適用すること、^か ^ふ寡婦に

^か ^お ^と寡夫と同等の所得制限を設けること、所有者不明土地等に係る固定資産税において、現に所有している者の賦課徴収に関し必要な事項の申告を制度化することなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第35号は、伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、課税限度額の引

上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定額を変更することなど、所要の改正を行ったものであります。

以上5件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第36号の「令和2年度伊佐市一般会計補正予算(第1号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費について、所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、全市民1人につき10万円を支給する特別定額給付金の支給に要する経費について新たに措置したほか、市庁舎の感染防止対策に要する経費について、追加の措置を講じております。

民生費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金、市が独自で支給する子育て世帯応援金、放課後児童クラブや保育所等への支援に要する経費等について新たに措置したほか、生活困窮者の住居確保給付金について、追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、伊佐市医師会等に所属する医療従事者の感染防止対策を支援するための経費等について、新たに措置しております。

商工費につきましては、デリバリー・テイクアウトを実施する事業者や伊佐市商工会員の支援に要する経費について、新たに措置しております。

消防費につきましては、全世帯及び小・中学生等へのマスク配布に要する経費について、新たに措置しております。

教育費につきましては、小・中学校等の感染防止対策に要する経費について、追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億4千万円とするものであります。

次に、議案第37号の「伊佐市国民健康保険条例及び伊佐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等について、所要の改正を行うものであります。

以上、議案7件について説明いたしましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———